

公表用	

令和 6 年 11 月

第 17 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 6 年 11 月 11 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 6 年 11 月 11 日 午前 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 11 名
欠席委員 2 名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	藤 川 放 作	欠
11	大 田 完 治	出
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	欠
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 61 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 62 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 63 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 64 号	農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定(利用権貸借)について
議案第 65 号	農地利用最適化推進委員の選任について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 11 名で定足数に達していますので、これより、第 17 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
	－委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 61 号から議案第 65 号までの 5 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第 61 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 61 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 11 月 11 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 7 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に延永地区の地区番号 7 番、1 件について審議し、他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。まず、延永地区の地区番号 7 番についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により舩津委員の退室を求めます。
	－舩津委員退室－
会長	延永地区の地区番号 7 番について事務局より報告願います。
事務局	延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 7 番。物件の表示は、大字二塚■■■■、田、736 m ² 、外 1 筆計 957 m ² です。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。延永地区の地区番号 7 番についてご質疑ありませんか。
	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。延永地区の地区番号 7 番、1 件について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
	－全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。ここで、舩津委員の入室を求めます。
	－舩津委員入室－
会長	次に、今元地区の 1 件について事務局より報告願います
事務局	今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字真菰■■■■、田、2,073 m ² です。譲渡人は、行橋市■■■■

会長 大田委員	■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。 次に、仲津地区の2件について地区委員より報告願います 仲津地区2件について地区審査の結果を報告します。地区番号2番。物件の表示は、大字稲童■■■■、畑、127㎡、外2筆計742㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。地区番号3番。物件の表示は、大字長井■■■■、畑、572㎡、外1筆計917㎡。譲渡人は、福岡市■■■■、■■■■さん持分1/2、広島県広島市■■■■、■■■■さん持分1/2です。譲受人は、山口県下関市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 西村委員	次に、泉地区の1件について地区委員より報告願います 泉地区1件について地区審査の結果を報告します。地区番号4番。物件の表示は、泉中央六丁目■■■■、田、990㎡、外4筆計5,909㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 川本委員	次に、稗田地区の1件について地区委員より報告願います。 稗田地区1件について地区審査の結果を報告します。地区番号5番。物件の表示は、大字大谷■■■■、田、340㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 事務局	最後に、延永地区の地区番号6番、1件について事務局より報告願います。 延永地区1件について地区審査の結果を報告します。地区番号6番。物件の表示は、大字二塚■■■■、畑、130㎡です。譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方願います。以上です。

会長	報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 61 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 61 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 7 件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第 62 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 62 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 11 月 11 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 1 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。それでは、審査の経過ならびに結果の報告を願い、審議してまいりたいと思います。椿市地区の 1 件について地区委員より報告願います。
沼口委員	椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字下崎■■■■、田、4,267 m ² 。転用理由としては、農地改良を行い畑にするものです。内容は、農地改良 4,267 m ² です。資金計画は自己資金で、実効性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。書類等完備しており、農業振興地域計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた農地で一時転用の例外規定に該当し、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。
会長	報告がすべて終わりました。4 条関係全般についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 62 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 62 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 63 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 63 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 11 月 11 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 10 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、今元地区の 1 件について事務局より

事務局	報告願います。 今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字菟島■■■■■、畑、182 m²。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、駐車場を設置するものです。駐車場 182 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 長城委員	次に、仲津地区の 3 件について地区委員より報告願います。 仲津地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■です。土地の表示は、大字道場寺■■■■■、畑、63 m²。所有者は、福岡市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、贈与契約により所有権を移転し、排水路を設置するものです。排水路 63 m²。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが敷地拡張の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。地区番号 3 番。申請人は、宮若市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字道場寺■■■■■、田、662 m²。計画に既存宅地 17,769.5 m²を含みます。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、敷地拡張し、駐車、転回スペース、防火水槽を設置するものです。敷地拡張 662 m²、事務所 1 棟 90.52 m²、倉庫 3 棟 7,094.15 m²、その他 10,584.83 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、JR 新田原駅から 300m 以内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。地区番号 4 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字東徳永■■■■■、畑、185 m²、大字東徳永■■■■■、畑、256 m²、大字東徳永■■■■■、畑、70 m²、大字東徳永■■■■■、畑、13 m²、4 筆計 524 m²。計画に既存宅地 710.8 m²を含みます。所有者は、京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、贈与により所有権を移転し、住宅敷地及び資材置場、進入路を設置するものです。自己住宅 168 m²、資材置場 204 m²、進入路 100 m²、その他 762.8 m²。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。

会長 西本委員	次に、泉地区の２件について地区委員より報告願います。 泉地区２件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号５番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示、泉中央三丁目■■■■■、田、5.22 ㎡、泉中央三丁目■■■■■、田、571 ㎡、泉中央三丁目■■■■■、畑、23 ㎡、3 筆計 599.22 ㎡。所有者、行橋市■■■■■、■■■■■、宗像市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、建売住宅を建築するものです。建売住宅３棟 293.55 ㎡、水路 18.85 ㎡、その他 286.82 ㎡。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第３種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。地区番号６番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん持分 1/2、■■■■■さん持分 1/2 です。土地の表示は、泉中央五丁目■■■■■、田、546 ㎡。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 119.24 ㎡、その他 426.76 ㎡。資金計画は自己資金及び借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第３種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 繁永委員	次に、今川地区の１件について地区委員より報告願います。 今川地区１件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号７番。申請人は、京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さん持分 1/2、■■■■■さん持分 1/2 です。土地の表示は、大字矢留■■■■■、畑、305 ㎡で計画に既存宅地 274 ㎡を含みます。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 125.83 ㎡、倉庫１棟 57.50 ㎡、その他 395.67 ㎡。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。既存宅地に建っている家屋の一部が農地部分にかかっているため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、平成筑豊鉄道豊津駅から 300m 以内にある第３種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 川本委員	次に、稗田地区の１件について地区委員より報告願います。 稗田地区１件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号８番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。土地の表示は、大字西谷■■■■■、田、294 ㎡。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、資材置場を設置するものです。資材置場 294 ㎡。資金計画は自己資金で、実行済みのため、始末書が添付され

会長 事務局	ています。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが敷地拡張の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。 最後に、延永地区の 2 件について事務局より報告願います。 延永地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 9 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字吉国■■■■■、田、579 m²。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、駐車場を設置するものです。駐車場 579 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。地区番号 10 番。申請人は、京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字中津熊■■■■■、田、1,010 m²で計画に既存宅地 1,959.92 m²を含みます。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さん持分 1/2、北九州市■■■■■、■■■■■さん持分 1/2。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、貸作業車用駐車場及び貸資材置場を設置するものです。貸作業車用駐車場 200 m²、貸資材置場 250 m²、倉庫 1 棟 100 m²、その他 2,419.92 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。
会長	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。 議案第 63 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 63 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 10 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 64 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定利用権貸借についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 64 号。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定利用権貸借について。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、行橋市長より下記の者に決定申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 11 月 11 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■■。以下 105 件。以上です。

会長 事務局	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。 説明します。これは11月の利用権設定分になります。内訳としましては、行橋校区申請件数15件、田30筆55,218㎡。今元校区申請件数28件、田45筆79,835㎡。仲津校区申請件数9件、田16筆21,046㎡。泉校区申請件数12件、田32筆30,552㎡。今川校区申請件数14件、田36筆53,118㎡、畑2筆775㎡。稗田校区申請件数5件、田13筆23,619㎡。延永校区申請件数17件、田37筆51,994㎡。椿市校区申請件数5件、田14筆25,967㎡。全体で申請件数105件、田223筆341,349㎡、畑2筆775㎡。合計225筆342,124㎡となっております。承認いただければ行橋市長へ意見書を送付します。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第64号について、賛成の方の挙手をもとめます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって議案第64号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定利用権貸借については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。次に、議案第65号、農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第65号。農地利用最適化推進委員の選任について。農業委員会等に関する法律第17条の規定により、別紙のとおり農地利用最適化推進委員を選任いたしたく、本会の審議に附す。令和6年11月11日提出、行橋市農業委員会、会長、石本 浅夫。
会長	議案の朗読が終わりました。議案第65号については、私の方から説明をさせていただきます。農地利用最適化推進委員の募集については、別紙の通り2名から応募がありました。そこで、本総会に先立ちまして、私と、船津副会長、稗田地区担当の川本委員、松本委員の4名で選考委員会を行い、選考委員会では、村上美明氏を農地利用最適化推進委員の候補者として決定し、今回、議案第65号として上程させていただいております。このことについて、何かご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。なお、本件は、人事案件でございますので、挙手ではなく起立採決をお願いします。農地利用最適化推進委員の選任について、賛成の方の起立をもとめます。 －全員起立－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第65号、農地利用最適化推進委員の選任については、村上美明氏で選考決定いたします。以上で、今回提案いたしました議案の審議・報告はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委

	員を指名いたします。10 番、沼口委員、11 番、大田委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。
--	--